

第9節 高度専門職

第1 高度専門職の在留資格について

1 高度人材外国人の受入れについては、平成22年3月に策定された第4次出入国管理基本計画及びその後閣議決定された新成長戦略、規制・制度改革等において、我が国経済社会における新たな活力の創造、国際競争力の強化等に大きく寄与する高度な知識・技術等を有する高度人材外国人の受入れを促進することとされたことを踏まえ、ポイント制を活用した高度人材外国人に出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入することとし、平成24年3月30日に「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」（平成24年法務省告示第126号。以下「高度人材上陸告示」という。）及び「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」（平成24年法務省告示第127号。以下「高度人材在留指針」という。）が制定され、同年5月7日から施行された。これにより、所定のポイントを満たす外国人には「特定活動」の在留資格を付与し、併せて、家事使用人の帯同等の優遇措置を講じることとなった。

その後、出入国管理政策懇談会報告書「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果」や日本再興戦略に基づき、制度の見直し等について検討し、高度人材認定基準や一部の優遇措置を見直すこととされたことから、高度人材上陸告示、高度人材在留指針について所要の改正が行われ、平成25年12月24日から施行された。

2 さらに、我が国の学術研究や経済の発展に寄与することが見込まれる高度の専門的な能力を持つ外国人の受入れをより一層促進するため、平成26年6月11日第186回通常国会において、従来「特定活動」の在留資格を付与して出入国管理上の優遇措置を実施している高度人材を対象として、他の一般的な就労資格よりも活動制限を緩和した在留資格「高度専門職1号」を設けるとともに、この在留資格をもって一定期間在留した者を対象とした、活動制限を更に大幅に緩和し、在留期間が無期限の在留資格「高度専門職2号」を設けるなどする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成26年法律第74号）が成立し、平成27年4月1日から施行されることとなった。

なお、優遇措置として認められていた「就労する配偶者」、「入国帯同型の家事使用人」及び「親」については、引き続き「特定活動」の在留資格が許可される。

3 平成28年6月には「日本再興戦略改訂2016」が閣議決定され、「高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設することとし、可能な限り速やかに必要な措置を講じる。あわせて、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直し及び更なる周知を促進する。また、高額投資家、IoT・再生医療等の成長分野において、我が国への貢献が大きい外国人材の永住許可申請の在り方について検討を進め、可能な限り速やかに結論を得る。」こととされたことを踏まえ、永住許可に関するガイドラインの改正が行われ、平成29年4月26日から施行された。

第2 高度専門職1号に係る在留資格の審査

1 高度専門職1号の在留資格について

「高度専門職1号」の在留資格は、高度の専門的な能力を有する外国人材の受入れの促進のために設けられたものである。

2 該当範囲

入管法別表第1の2の表の「高度専門職」の項の下欄第1号は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの

イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動

ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

(1) 高度専門職1号の在留資格に該当する範囲

ア 高度専門職1号イの在留資格に該当する範囲

法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動、また、このような活動と併せて行う自ら事業を経営する活動又は当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導、教育をする活動が該当する。

なお、平成26年改正前の高度人材ポイント制における「高度学術研究活動」と同様の活動が該当する。

イ 高度専門職1号口の在留資格に該当する範囲

法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動、また、このような活動と併せて行う自ら事業を経営する活動が該当する。

なお、平成26年改正前の高度人材ポイント制における「高度専門・技術活動」と同様の活動が該当する。

(注) 航空機操縦士(パイロット)が従事する業務については「技能」の在留資格に該当するものとして整理されているところ、航空機操縦士の業務は自然科学の分野に属する航空科学や航空気象学の知識を必要とするのが通常であることから、高度専門職第1号口に該当するものとして取り扱う。

ウ 高度専門職1号ハの在留資格に該当する範囲

法務大臣が指定する本邦の公私の機関において行う貿易その他の事業の経営又は管理に従事する活動が該当する。

なお、平成26年改正前の高度人材ポイント制における「高度経営・管理活動」が「本邦の営利を目的とする法人若しくは法律・会計業務事務所の経営若しくは管理に従事する活動」を行うことができるとされていたのに対し、「高度専門職1号ハ」の在留資格においては、「本邦の営利を目的としない機関の経営・管理活動」も行うことができるようになった。

(2) 用語の意義

ア 「法務省令で定める基準」とは、出入国管理及び難民認定法第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令(平成26年法務省令第37号。以下「高度専門職省令」という。)に定める基準をいい、同省令第1条にポイント計算に係る基準が規定されている。

イ 「法務大臣が指定する本邦の公私の機関」は、「高度専門職1号」の在留資格を決定する際に交付する指定書(入管法施行規則別記第31号の3様式)に記載される。

「高度専門職1号口」においては、「高度専門職1号イ」と異なり、指定された契約機関以外の「本邦の公私の機関との契約に基づく活動」を含めていない。これは、「自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務」は広範にわたるため、契約機関以外の機関との契約に基づく活動まで認めると、事実上活動範囲が限定されないこととなるためである。実際には、「高度専門職1号口」に従事する外国人は企業等に雇用されて就労することが想定され、多くの場合就業規則に兼業禁止規定が置かれていると考えられるので、契約機関以外の機関での就労を資格外活動許可にからしめても、そのことが当該外国人の活動について不合理な制約であ

るということにはならないと考えられる。

ウ 「研究、研究の指導若しくは教育をする活動」とは、「教授」の在留資格に規定する「研究、研究の指導若しくは教育をする活動」と同義である。なお、「教授」の在留資格は「本邦の公私の機関との契約」を前提としているので、本項に規定する活動のほうが限定的であるが、「教授」の在留資格で在留する外国人も実際には、ほとんどの場合何らかの契約が存在するのが通常であり、実質的な差はないと考えられる。一方、「教授」、「教育」の在留資格と異なり、活動する場を教育機関に限定していないため、例えば、民間企業の社内研修で教育をする活動も該当する。

エ 「当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営（する活動）」とは、主たる活動の研究の成果や知識・技術を生かしてベンチャー企業を経営する等の活動を想定している。ただし、「当該活動と併せて」と規定しているため、主たる活動を行わず、それらの付帯的な活動のみを行うことは認められない。

オ 「（当該活動と併せて）当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動」とは、主たる活動に係る契約機関以外の機関との契約に基づく活動を許容する趣旨である。ただし、「当該活動と併せて」と規定しているため、主たる活動に係る契約機関との契約に基づく活動を行っていない場合は、それ以外の機関との契約に基づく活動を行うことは認められない。

カ 「自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動」とは、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に規定する「自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動」と同義である。ただし、「高度専門職1号口」の在留資格においては、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に相当する活動のうち「国際業務」の部分は含まれない。これは、「国際業務」は「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務」であり、「高度専門職1号口」の在留資格の概念には適しないとともに、思考や感受性のレベルの高低をポイントで測ることは困難であるからである。なお、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「教育」、「企業内転勤」及び「興行」の在留資格は本邦の公私の機関との契約を前提としているので、本項に規定する活動のほうが限定的であるが、実際にはほとんどの場合何らかの契約が存在し、実質的な差はほとんどないと考えられる。

キ 「当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動」とは、主たる活動として指定された会社の役員として活動している者が、同種同業の他社の社外取締役を兼任したり、特定された会社以外に子会社を設立して経営するといった活動を想定している。主たる経営活動との関連性が必要であるので、例えば、IT企業の役員が飲食業を経営するのは対象外となる。「当該活動と併せて」と規定しているため、

主たる活動である指定された本邦の公私の機関における経営・管理活動を行わずに付帶的な活動のみを行うことは認められない。

ク 「本邦の公私の機関」及び「契約」の用語の意義は、第1節参照。

(3) 他の在留資格との関係

「高度専門職1号」の在留資格については、上陸基準省令1号により、行おうとする活動が、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」のいずれかに該当すること、又は「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」のいずれかに該当し、かつ、上陸基準省令に定める基準に適合することが要件とされており、これらの在留資格に相当する活動と必ず重複している。

「高度専門職1号イ」の在留資格に該当する活動は、主に「教授」、「研究」又は「教育」の在留資格に相当する活動と重複する。

「高度専門職1号ロ」の在留資格に該当する活動は、主に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に相当する活動と重複する。法別表上「技術・人文知識・国際業務」の在留資格と同一の活動を包含している「企業内転勤」の在留資格も、活動が重複することが想定されており、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格から除かれている「教授」、「芸術」、「報道」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「介護」又は「興行」の在留資格に対応する活動を行う場合も重複し得る。さらに、「宗教」又は「技能」の在留資格に相当する活動を行う者が自然科学・人文科学の分野に属する知識・技術を要する業務に従事する場合も重複し得る。

「高度専門職1号ハ」の在留資格に該当する活動は、主に「経営・管理」の在留資格に相当する活動のほか、法別表上「経営・管理」の在留資格と重複することが想定されている「法律・会計業務」の在留資格に相当する活動（例えば、個人事業主として法律事務所を経営する活動）及び「興行」の在留資格に相当する活動（例えば、自らマネジメント会社を経営して行う芸能活動）も重複し得る。

3 基準

(1) 上陸基準省令

ア 本文

申請人が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第37号）第一条第一項に掲げる基準に適合することのほか、次の各号のいずれにも該当すること。

要件の内容

上陸許可基準に適合するためには、高度専門職省令第1条第1項に掲げる基準に適合することに加えて、第1号及び第2号のいずれにも適合することが必要である。

イ 第1号

次のいずれかに該当すること。

- イ 本邦において行おうとする活動が法別表第一の一の表の教授の項から報道の項までの下欄に掲げる活動のいずれかに該当すること。
- ロ 本邦において行おうとする活動が法別表第一の二の表の経営・管理の項から技能の項までの下欄に掲げる活動のいずれかに該当し、かつ、この表の当該活動の項の下欄に掲げる基準に適合すること。

要件の内容

- (ア) 第1号は、「高度専門職1号」の在留資格を取得できる外国人に係る要件について定めたものである。
 - (イ) 「高度専門職1号」の在留資格を取得しようとする外国人は、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」若しくは「技能」のいずれかの在留資格で本邦に在留することができる者であることが必要である。なお、法別表第一の一の表又は二の表の在留資格から、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除外しているのは、これらの在留資格に係る活動は「我が国の学術研究又は経済の発展に寄与する」（高度専門職1号本文）活動であることが想定し難いためである。

ウ 第2号

本邦において行おうとする活動が我が国の産業及び国民生活に与える影響等の観点から相当でないと認める場合でないこと。

(ア) 要件の内容

第2号は、申請人が本邦において行おうとする活動が我が国の産業及び国民生活に与える影響等の観点から相当でないと認める場合は、基準に適合しないことを定めたものである。

(イ) 用語の意義

「本邦において行おうとする活動が我が国の産業及び国民生活に与える影響等の観点から相当でないと認める場合」とは、外国人の受入れによる産業界や日本人の就職、労働条件などに及ぼす影響の有無や程度、教育関係への影響、公共の安全確保に与える影響、対外関係への配慮や治安、社会秩序に与える影響等の観点から、申請人に「高度専門職」の在留資格を付与することが相当でないと認める場合をいう。

(2) 高度専門職省令

ア 第1条第1項本文、第2項

第1項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第

一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二節の規定による許可又は法第五十条第一項若しくは第六十一条の二の二第二項の規定による許可（以下「第一号許可等」という。）を受ける時点において、次の各号のいずれかに該当することとする。

第2項 法第六条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による申請又は法第四十九条第三項の規定による裁決の時点において前項各号のいずれかに該当する者は、当該申請又は当該裁決に係る第一号許可等を受ける時点において当該各号に該当するものとみなす。

要件の内容

- (ア) 「高度専門職1号」の在留資格を取得するためには、ポイント計算を行う時点を規定したものである。
- (イ) 第1項において、ポイント計算を行う時点は、上陸許可を受ける時点、上陸特別許可を受ける時点、在留資格変更許可を受ける時点、在留期間更新許可を受ける時点、在留資格取得許可を受ける時点、在留特別許可を受ける時点とされるが、第2項により、それらの許可に係る申請や裁決の時点を基準としてポイントを計算し、それぞれポイントが70点に達している場合には、第1項で規定する各許可の時点において70点に達しているものとみなされることとしている。

※ 在留資格認定証明書交付申請においては、在留資格認定証明書交付申請書に記載された入国予定年月日を基準としてポイント計算をする。また、審査中に入国予定年月日を経過した場合や審査期間及び査証取得の期間を勘案して入国予定年月日に入国が不可能な場合は、新たな入国予定年月日を確認した上でポイント計算をする（ポイント計算に影響がある場合）。

イ 第1条第1項第1号（高度専門職1号イ）

法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。

(ア) 要件の内容

- ① 「高度専門職1号イ」の在留資格を取得するためには、本号に規定するポイント計算方法により、70点以上の点数を有していることを要する。
- ② 「(年収の項にあっては、…）」の規定は、年収ポイントの計算については年

齢によって適用される中欄の基準が異なることを意味している。「高度専門職1号イ」に従事する高度人材外国人は、企業等に雇用されて就労する場合が大半であると想定されるところ、我が国の企業等においては年功序列的な賃金体系が根強く残っていることから、年齢によって評価すべき賃金水準に差を設けることとしたものである。具体的な金額等については、後記「年収」の項を参照。

(イ) 用語の意義

「当該時点」は、前記ア(イ) 参照。

(ウ) 学歴の項

項目	基準	点数
学歴	イ 博士の学位を有していること。	三十
	ロ 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）を有していること（イに該当する場合を除く。）。	二十
	ハ 大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（イ又はロに該当する場合を除く。）。	十
	ニ 複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること。	五

① 「専門職学位」とは、専門職大学院を修了した者に授与されるもので、名称に「博士」「修士」の文言を含むが、「博士」「修士」の学位とは異なるものである。具体的には、法科大学院の課程を修了した者に授与される「法務博士」、教職大学院の課程を修了した者に授与される「教職修士」がある。

(注1) 専門職学位は、学校教育法第104条において、「文部科学大臣の定める学位」として規定され、更に学位規則第5条の2において、この「文部科学大臣の定める学位」を専門職学位と称しており、専門職大学院一覧は文部科学省ホームページに掲示されている。なお、アメリカでは、学位は研究学位と職業学位に分けられ、学術的な研究に従事する研究者と、ロー・スクールやメディカル・スクールなど実務に携わる専門家双方に別個の教育・学位の授与がなされてきている。

欧米諸国で、「J.D. (Juris Doctor)」や「M.D. (Doctor of Medicine)」がこれに当たる。

(注2) J.D.や M.D.といった高度専門職に係る博士は学術論文を発表することなく専ら高度専門職養成課程を修了したことのみをもって授与されるものであり、実質的に修士号相当として扱われるのが通例であることから、修士

号取得者と同列に取り扱うこととしている。

- ② ロの「(イに該当する場合を除く。)」とは、博士の学位と修士の学位の両方を有している場合は、点数は30点である（ $30 + 20 = 50$ 点とはならない）ことを規定したものである。なお、「高度専門職1号ロ」及び「高度専門職1号ハ」の在留資格における、経営管理に関する専門職学位（いわゆるMBA、MOT）に係る加点は、「高度専門職1号イ」の在留資格には適用されない。
- ③ ハの「大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた」とは、上陸基準省令の「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格における学歴に係る基準の規定（上陸基準省令の在留資格「技術・人文知識・国際業務」第1号イ）と同義である。したがって、「大学」には大学院、短期大学を含むほか、大卒と「同等以上の教育を受けた」者には、高等専門学校の卒業者、防衛大学校等の各省所管の大学校卒業者、専修学校の専門課程卒業者（「高度専門士」に限る。）が含まれる。
- ④ ニの「複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること」については、学位の組み合わせを問わず、専攻が異なれば加点することとし、学位記又は学位証明書により専攻が確認できない場合は、これに加え成績証明書の提出を求めて専攻を確認する。

(エ) 職歴の項

項目	基準	点数
職歴	イ 従事する研究、研究の指導又は教育について七年以上の実務経験があること。	十五
	ロ 従事する研究、研究の指導又は教育について五年以上七年未満の実務経験があること。	十
	ハ 従事する研究、研究の指導又は教育について三年以上五年未満の実務経験があること。	五

- ① 「実務経験」とは、上陸基準省令の「教育」等の在留資格に係る基準に規定する実務経験と同義である。実務経験には、職業活動として当該業務に従事した期間が該当し、教育機関（夜間学部を除く。）に所属している間にアルバイト的に従事した期間は含まない。
- ② 「職歴」のポイント評価は、「学歴又は実務経験」のいずれかの要件に適合することを求めている現行の「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格に係る上陸基準省令とは考え方方が異なり、職業経験により培った高度な能力や資質を評価するものであることから、実務経験年数に大学等において学んだ期間は算入しないことが適当である。したがって、「研究」、「技術・人文

「知識・国際業務」の在留資格に係る上陸基準省令において、大学等教育機関における「研究の期間」や「専攻期間」を実務経験に含む旨規定しているのとは異なり、本項にいう「実務経験」にはこれら教育機関における研究期間・専攻期間は含まれない。

(才) 年収の項

項目	基準	点数
年収	イ 契約機関（契約の相手方である本邦の公私の機関をいう。以下同じ。）及び外国所属機関（外国の公私の機関の職員が当該機関から転勤して契約機関に受け入れられる場合における当該外国の公私の機関をいう。以下この号、次号及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）から受ける報酬の年額の合計が千万円以上であること。	四十
	ロ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が九百万円以上千万円未満であること。	三十五
	ハ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が八百万円以上九百万円未満であること。	三十
	ニ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が七百万円以上八百万円未満であること。	二十五
	ホ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が六百万円以上七百万円未満であること。	二十
	ヘ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が五百万円以上六百万円未満であること。	十五
	ト 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が四百万円以上五百万円未満であること。	十

- ① 「高度専門職1号イ・ロ」の在留資格に係る年収額のポイントは申請人の年齢別に異なる。
- ② 「報酬」とは、上陸基準省令の「研究」、「教育」等の在留資格に係る基準に規定する「報酬」と同義である。「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」をいい、基本給のほか、勤勉手当、調整手当等が含まれる。通勤手当、扶養手当、住宅手当等の実費弁償の性格を有するもの（課税対象となるものを除く。）は含まない。なお、超過勤務手当は、一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付であるが、申請時点においてどの程度の超過勤務が生ずるかは不確かであることから、ポイント計算の報酬には含めないこととしている。
- ③ 年収は、今後1年間に所属機関から受ける報酬（申請人が外国の公私の機関から転勤して所属機関に受け入れられている場合は、当該外国の公私の機関から受ける報酬を含む。）をいう。その金額に疑義がある場合は、同一企業等における

同一職種の他の職員の年収額との比較や損益決算書により職員に支給された給与の総額(在留期間更新許可申請の場合は、申請人が過去に受けた報酬額)などを確認して、その金額の信ぴょう性を判断する。

④ 年収ポイントは、申請人の年齢が30歳未満のときはトの「400万円以上・10点」から、30歳以上35歳未満のときはへの「500万円以上・15点」から、35歳以上40歳未満のときはホの「600万円以上・20点」から、40歳以上のときはハの「800万円以上・30点」から、それぞれ得点可能としている(本号本文)。これらの具体的な金額は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」のそれぞれの年代における「大卒・院卒以上(全産業)の平均年収額」を参考に設定したものである。

※ 「平成22年賃金構造基本統計調査」による「大卒・院卒以上(全産業)」の平均年収額

20代………約376万円

30代前半…約491万円

30代後半…約591万円

40代以上…約750万円

(カ) 年齢の項

項目	基準	点数
年齢	イ 年齢が三十歳未満であること。	十五
	ロ 年齢が三十歳以上三十五歳未満であること。	十
	ハ 年齢が三十五歳以上四十歳未満であること。	五

- ① 年齢によりポイントが加点される。
- ② 年齢は、在留資格認定証明書交付申請書に記載された入国予定日又は在留資格変更許可等の申請時におけるものに基づいてポイント計算をする。
- ③ 年齢が若いこと(あるいは高いこと)自体は高度人材外国人としての能力・資質を示すものではないが、我が国の企業では年功序列的な賃金体系が根強く残っており、若年層はなかなか高収入を得られないため年収ポイントで高得点を期待することが難しくなり、結果的に年齢が若いことが不利に働くことになるため、これを補正するために年齢に応じて点数を付与することとしたものである。

(キ) 研究実績の項

項目	基準	点数
研究実績	イ 次の(1)から(4)までのうち二以上に該当すること。 (1) 発明者として特許を受けた発明が一件以上あること。 (2) 外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受	二十五

	けた研究に三回以上従事したことがあること。
(3)	我が国の機関において利用されている学術論文データベース（学術上の論文に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの）に登録されている学術雑誌に掲載されている論文（当該外国人が責任を持って論文に関する問合せに対応可能な著者（以下「責任著者」という。）であるものに限る。）が三本以上あること。
(4)	(1)から(3)までに該当しない研究実績で当該外国人が申し出たものであって、これらと同等の研究実績として、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。

ロ イの(1)から(4)までのいずれかに該当すること（イに二十該当する場合を除く。）。

- ① 本項目は、他の評価項目と異なり、イにおいて、中欄に掲げる(1)から(4)に複数該当すれば25点、ロにおいて、イの中欄に掲げる(1)から(4)のいずれか1つに該当すれば20点を付与されることとなる旨定めている。
- ② 「高度専門職1号ロ」の在留資格の「研究実績」よりもポイントが高く、かつ、複数の事項に該当した場合に追加的な加点がされるのは、「高度専門職1号イ」の在留資格に従事する外国人については、研究実績に関する評価を高めることが適当であると考えられることによるもの。
- ③ 各研究実績については、次のとおり。
- a 発明者として特許を受けた発明が1件以上ある場合
 - (a) 特許は、「特許証」の提出を求めて確認する。
 - (b) 特許発明の発明者は、労働基準法第14条に規定する「専門的知識等を有する労働者」と位置付けられていることを踏まえ、特許の発明1件で20点を付与することとしている。
 - (c) 特許法第29条第1項は、「産業上利用することができる発明をした者は、…その発明について特許を受けることができる。」と規定している。他方、同法第33条第1項は、「特許を受ける権利は、移転することができる。」と規定し、特許を受ける権利は発明者以外の者に移転し得る（つまり、発明者イコール特許権者とは必ずしも言えない）。しかしながら、本項目において高度人材外国人の「研究実績」として評価の対象としているのは、特許を受ける発明をしたことであり、単に特許権を有していることではない。そこで、「発

明者として特許を受けた」と規定したものである。

(d) 特許庁ホームページから、「外国公報データベース」により、外国での特許取得事実の確認が可能である。

b 外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に3回以上従事したことがある場合

(a) 「競争的資金」とは、「資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金」のことをいう（第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定））。

(b) 補助金、競争的資金等を受けた回数を「3回以上」としたのは、研究分野によって競争的資金等を獲得する機会は異なる傾向にあり、補助金等を受けた回数（件数）が1回（件）のみでは高度人材としての「研究実績」の評価としては不十分と考えられるため、さらに一定の実績の上積みを求めるとしたものである。

c 研究論文の実績については、我が国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文（申出人が責任著者であるものに限る。）が3本以上ある場合

(a) 「我が国の機関において利用されている学術論文データベース」とは、世界規模で研究者の学術論文に関する情報を集約し、提供している民間企業のサービスがあり、我が国の機関において利用されているものを指している。

(注) 学術研究論文データ・ベースについては、オランダの「エルゼビア社」が世界最大規模の1万8、500誌を収録しており、本制度の実施に当たって、同社のデータベース「SciVerse Scopus（サイバース・スコーパス）」を本庁在留管理支援部在留管理課、地方局及び在留審査業務を行う支局に導入済みである。同データベースが導入されない出張所においては、所属する地方局等に対し、本件ポイントに該当することの有無を照会する。

なお、学術論文データベースのサービスは、学術論文が掲載されている学術雑誌の情報を収集し、当該雑誌に掲載されている論文の情報と合わせてデータベース化している。

- (b) 「学術論文データベースに登録されている学術雑誌」とは、前述の学術論文データベースのサービスにおいて、学術論文が掲載されている学術雑誌の情報を収集し、当該雑誌に掲載されている論文の情報と合わせてデータベース化されているものをいう。
- (c) 論文の本数を「3本以上」としたのは、論文1本で20点を付与することとした場合、博士号取得論文のみで20点を付与されることもあり得るところ、博士論文のみでは高度人材としての「研究実績」の評価としては不十分と考えられるため、さらに一定の実績の上積みを求めることしたものである。
- (d) 「責任著者」とは、学術論文の執筆に主たる責任を有する者を意味している。学術論文には、共同執筆者が複数存在することが少なくなく、論文の基礎となる実験の実施に参画したスタッフも「執筆者」に含まれて記載されている場合もある。しかしながら、高度人材としての「研究実績」の評価として、当該論文への寄与度に濃淡があるこれらの「執筆者」を同列に評価しポイントを付与することは合理的でないことから、当該論文に主たる責任を有する責任著者のみをポイントの対象とすることとしたものである。サイバース・スコーパスによる検索結果画面では、「著者」欄で一番最初に表示される者が責任著者（筆頭著者）である。
- d 上記aからcまでの項目以外で、当該項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合は（上記データベースで確認できない雑誌への論文掲載、著名な賞の受賞歴等）、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイント付与の適否を判断する。
- (a) aからcまでの規定により定量的に評価する実績以外に、申請人が自己の研究実績として主張するものがあった場合に、当該研究の内容に専門的知見を有する関係行政機関の長の意見を聴いた上で、当該研究実績をポイントの対象とすることを規定したものである。
- (b) aからcまでのいずれにも該当しないものを「研究実績」として疎明資料を提出して申請があった場合は、提出資料を添付して本省に照会する。

(ク) 特別加算の項

項目	基準	点数
特別加算	イ 契約機関が中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であって、かつ、イノベーションの創出（研究開発	二十

システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するイノベーションの創出をいう。以下同じ。）の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること。

ロ 契約機関が、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること（イに該当する場合を除く。）。

ハ 法第七条の二第一項、第二十条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による申請、法第十一条第三項若しくは第四十九条第三項の規定による裁決又は法第六十一条の二の二第二項の規定による許可の日（以下「申請等の日」という。）の属する事業年度の前事業年度（申請等の日が前事業年度経過後二月以内である場合は、前々事業年度。以下同じ。）において契約機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率（一事業年度における試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。）に対する割合をいう。以下同じ。）が百分の三を超えること。

ニ 従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであつて、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政

	機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの（この表の研究実績の項に該当するものを除く。）があること。	
ホ	本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十
ヘ	日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。	十五
ト	日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること（ホ又はヘに該当する場合を除く。）。	十
チ	将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。	十
リ	関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもって定める大学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十
ヌ	国又は国から委託を受けた機関が実施する研修であって、法務大臣が告示をもって定めるものを修了したこと（本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあっては、ホに該当する場合を除く。）。	五

① イ及びロについて

- a 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第2条第5項に規定する「イノベーションの創出」とは、「新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出すること」である。
- b 「法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認」とは、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件（平成二十六年法務省告示第578号。以下「高度専門職特別加算告示」という。）別表第一に掲げる法律において、これらの規定に基づく認定・承認を受けた事業者に対し、補助金の交付、税制若しくは金融上の措置その他の事業活動の促進等に係る支援措置を講じる制度が設けられているところ、その主務大臣等による認定・承認をいう。高度専門職特

別加算告示別表第一に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けているものは、これらに掲げる法律の規定に基づく認定・承認について、各省から通知書等の交付を受けており、これら通知書等の提出を求めて確認する。

(注) 高度専門職特別加算告示別表第一に掲げる法律は、我が国産業の活性化・振興、地域経済の活性化、新たな事業活動・事業創出の促進、国際競争力の強化等を通じて、国民経済の健全な発展に寄与すること等を目的とするものであり、これらの法律に基づく措置は、上記aの「イノベーションの創出」に資するものと考えられる。

c 「補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるもの」とは、国の各省が所管する補助金等の事業のうち、事業目的に照らし、上記aの「イノベーションの創出」に資すると考えられるものを列挙したものである。高度専門職特別加算告示別表第二に掲げる国の各省が所管する補助金等の事業の対象となり補助金等を受けているものは、各省から通知書等の交付を受けており、これら通知書等の提出を求めて確認する。

d イ及びロにおける加点の対象となる認定等は同じであるものの、イに該当する場合は20点、ロに該当する場合は10点の加点となっている。これは、イは所属機関が中小企業である場合を定めており、中小企業は大企業に比べ支払っている報酬が低く、年収での加点が比較的難しいという傾向があることを踏まえ、高度人材外国人が、大企業のみならずより幅広い所属機関で活躍できるようにするため、中小企業の中でもイノベーションの創出の促進が期待される一定の特性をもった企業に限定して、そこで就労している場合には、大企業よりも加点することとしたものである。

② ハについて

a いわゆる「研究開発型中小企業」で就労する外国人に係る加点項目である。当該企業は、イノベーションの創出の促進が期待される一定の特性をもった中小企業であることから、外国人が、当該中小企業で就労している場合に、加点することとしたものである。

b 「試験研究費」とは、新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用を、「開発費」とは、新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいい、それらの試験研究や開発を行うために要する原材料

費、人件費（専門的な知識をもって当該試験研究又は開発の業務に専ら従事している者に係るものに限る。）及び経費（他の者に委託して試験研究又は開発を行う場合の委託費用を含む。）を内容としている。

③ ニについて

- a ニの「外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するもの」については、いかなる外国資格や表彰が、産業イノベーションに貢献できる能力・資質を証明するかという点については、関係行政機関において、経済界から意見を聴取するなど、企業等の受入れ機関側のニーズを踏まえて判断されたものであることが前提であり、その上で、資格であれば、「専門的・技術的分野」と評価する上で目安としている「大卒」の要件は満たした上でなければ取得できないものであったり、表彰であれば、多数の候補者の中から極めて少数しか対象とならないものであるなど、高い水準の専門性や技術力を示すと認められるものである必要がある。
- b 「従事する業務」の関連性は、申出に係る資格・試験について、当該資格等を有する者が通常従事する業務が申請に係る活動と分野、業種、職種等が同一あるいは類似のものであるかどうか、当該資格等により証明されている技術等が申請に係る活動に資するものかどうかといった観点から、提出資料に基づき判断することとなる。「イノベーションの創出」については前記①a 参照。
- c 本件は、研究実績の項イ（4）と異なり、申出に基づくことが要件とはされでおらず、具体的な対象資格等は、法務大臣が、関係行政機関の長の意見を聴いた上で、事前に認定することが原則となる。新たに申請人から申出があった場合には、法務大臣が、申請人の疎明に基づき、関係行政機関の長の意見を聴いた上でポイントの認定又は不認定の判断をすることとなり、認定した当該資格等は、以後、法務大臣が事前に認定したものとして扱われる。

④ ホについて

- a 「本邦の大学」とは、「教授」・「留学」の在留資格に規定する「本邦の大学」、及び上陸基準省令の「留学」の在留資格に係る基準に規定する「本邦の大学」と同義である。したがって、学校教育法上の大学及び放送大学をいい、大学の別科、専攻科、短期大学、大学院及び大学の付属研究所も含まれる。他方、本邦の「大学に準ずる機関」（例えば、防衛大学校、航空大学校、大学入試センター、学位授与機構等）は含まれない。
- b 「学位を授与された」とは、学校教育法第104条の規定に基づき、学位を

授与されたことをいう。同条第1項及び第3項により、大学を卒業した者には「学士」、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者には「修士」又は「博士」、専門職大学院の課程を修了した者には文部科学大臣の定める学位（専門職学位）、短期大学を卒業した者には「短期大学士」の学位がそれぞれ授与される。

- c 学校教育法第104条第4項に基づき、防衛大学校、航空大学校等を卒業した者に対して独立行政法人大学評価・学位授与機構が学位を授与する場合があるが、上記aのとおり、これら「大学に準ずる機関」は本項にいう「本邦の大学」には含まれない。
- d 本項と「学歴」の項は並立する。したがって、本邦の大学院を修了して修士の学位を授与された者の場合、「学歴」20点+「特別加算」10点=30点が付与される。

(5) へについて

- a 「日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力」とは、具体的には、独立行政法人国際交流基金と公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」のN1のレベルに合格する能力である。なお、同試験のほか、他の日本語能力に関する試験でこれと同等の能力を有していると考えられるもの、例えば、財団法人日本漢字能力検定協会が実施する「BJTビジネス日本語能力テスト」において480点以上を得点した者が対象となる。これらの試験に係る合格・成績証明書を提出させて確認する。

(注) [REDACTED] の結果の真偽照会については、第12編第2章第1節第11参照。

- b 「専攻して」とは、上陸基準省令の「教育」、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格に係る基準に規定する「(科目を) 専攻して」と同義である。
- c 「日本語を専攻して」とは、外国の大学において、日本語に関する学問（日本語学、日本語教育学等）に係る学部・学科、研究科等を専攻したことを意味する。これらの学部・学科、研究科等が記載された卒業証明書等を提出させて確認する。
- d 「外国の大学」の「大学」には、大学院及び短期大学を含む（前記④a参照）。なお、「外国の大学を卒業し」た者には、「大学に準ずる機関」を卒業した者及び「大学卒業者と同等以上の教育を受けた者」は含まれない。

⑥ トについて

「日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力」とは、具体的には、独立行政法人国際交流基金と公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」のN2のレベルに合格する能力である。なお、同試験のほか、他の日本語能力に関する試験でこれと同等の能力を有していると考えられるもの、例えば、財団法人日本漢字能力検定協会が実施する「BJTビジネス日本語能力テスト」において400点以上を得点した者が対象となる。これらの試験に係る合格・成績証明書を提出させて確認する。

(注) [REDACTED] の結果の真偽照会については、第12編第2章第1節 第11参照。

なお、本項目には「ホ又はヘに該当する部分を除く。」とあることから、ホ「本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。」及びヘ「日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。」と重複して加算することは認められない。

⑦ チについて

a 成長分野に高度な技術等を有する外国人を受け入れることは、我が国の成長の加速化に資することから、優秀な外国人プロジェクト従事者が高度人材と認められる可能性を高めること、及びプロジェクトに必要な人材を確保することを目的として、成長分野（IOTや再生医療等）において所管省庁が関与する先端プロジェクトに従事する人材について、加点の対象とするものである。

b 具体的な対象事業は、申請に基づいて個別に判断するものではなく、法務大臣が関係行政機関の長の意見を聴いた上で事前に認定する。また、イ及びロとは異なり、契約機関が特定のプロジェクトを実施するだけでは加算対象とならず、申請人が当該プロジェクトに実際に従事する場合に加算対象となる。

なお、対象事業については、「事業名」及び「対象となる活動内容」等を記載したリストを入管WAN及び法務省ホームページに掲載するので、契約機関が対象プロジェクトを実施していることを立証する資料及び申請人が対象となる活動内容に実際に従事することを立証する資料により確認する。

⑧ リについて

本件は、次のa、b又はcのいずれかに該当する大学を卒業した者（当該大学の大学院の修了者を含む。）を特別加算の対象とするものである。該当する大学のリストについては、関係省庁から情報提供を受けて、入管WAN及び法務省ホームページに掲載するので、これらのリストにより確認する（申請時点でリストに掲載されていれば差し支えない。）。

なお、a、b又はcについて重複して加算することは認められないが、ホ「本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。」と重複して加算することは認められる。

- a 次に掲げる指標（いずれも直近のものに限る。）のうち2以上において上位300位までに掲げられている外国の大学又は当該指標のいずれかに掲げられている本邦の大学
 - (a) クアクアレリ・シモンズ社（英国）が公表する世界大学ランキング（QS・ワールド・ユニバーシティ・ランクイングス）
 - (b) タイムズ社（英国）が発行するタイムズ・ハイアー・エデュケーション誌において公表される世界大学ランキング（THE・ワールド・ユニバーシティ・ランクイングス）
 - (c) 上海交通大学（中国）が公表する世界大学学術ランキング（アカデミック・ランクイング・オブ・ワールド・ユニバーシティズ）
- b 文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創成支援事業（トップ型及びグローバル化牽引型）において、補助金の交付を受けている大学
- c 外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業において、パートナー校として指定を受けている大学

「イノベーティブ・アジア事業の実施」に関する指針（外務省告示第〇〇号）別表に掲げるパートナー校が対象となる。

⑨ ヌについて

外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業の一環として、同省から委託を受けた独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が本邦で実施する研修であって、研修期間が一年以上のものが対象となることから、JICAが発行する研修修了証明書で対象となる研修修了者であることを確認する。

なお、本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修に参加した場合は、ホ「本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。」と重複して加算することは認められない。

また、本研修修了者については、日本再興戦略2016を踏まえ、提出書類を簡素化することとされており、申請人の学歴及び職歴その他経歴等を証明する資料は、原則として提出を求めないこととするが、申請人が職歴のポイントの付与を希望する場合は、疎明資料の提出を求める。

ウ 第1条第1項第2号（高度専門職1号口）

法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号口に掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であり、かつ、契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。

（ア）要件の内容

- ① 「高度専門職1号口」の在留資格を取得するためには、本号に規定するポイント計算方法により、70点以上の点数を有していることを要する。
- ② 「(年収の項にあっては、…）」の規定は、前記イ（ア）②を参照。
- ③ 「高度専門職1号口」の在留資格については、年収が最低基準額に達しない場合は一律に点数をゼロ（不合格）となることを規定したものである。この基準額は、厚生労働省の賃金構造統計基本調査を参考に、比較的規模の小さい企業・若年層の年収等を考慮して設定している。

※ 厚生労働省の「平成24年賃金構造統計基本調査」によれば、小企業（10～99人）における全学歴（中卒以上）の30歳未満の平均年収は約290万円（年収（きまって支給する現金給与額×12月）十年間賞与等）。

（イ）用語の意義

「当該時点」は、前記ア（イ）参照。

（ウ）学歴の項

項目	基準	点数
学歴	イ 博士の学位を有していること。	三十
	ロ 経営管理に関する専門職学位を有していること（イに該当する場合を除く。）。	二十五
	ハ 修士の学位又は専門職学位を有していること（イ又はロに該当する場合を除く。）。	二十
	ニ 大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（イからハまでに該当する場合を除く。）。	十
	ホ 複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位	五

を有していること。

- ① 「専門職学位」については、前記イ（ウ）①参照。
- ② 「経営管理に関する専門職学位を有していること」とは、経営に関する専門職大学院を修了し、「経営学修士（専門職）」等の専門職学位を授与されたことをいい、いわゆるMBA・MOTがこれに該当する。また、海外において授与されたこれに相当する学位も含まれる。
- ③ ロの「(イに該当する場合を除く。)」については、前記イ（ウ）②参照。また、ハの「(イ又はロに該当する場合を除く。)」、ニの「(イからハまでに該当する場合を除く。)」も同趣旨であり、例えば、大学を卒業した後、修士課程を修了して「修士」の学位を有している場合は、点数は20点である（20+10=30点とはならない）。
- ④ ニの「大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた」については、前記イ（ウ）③参照。
- ⑤ 「複数の分野において」は、前記イ（ウ）④参照。

（エ）職歴の項

項目	基準	点数
職歴	イ 従事する業務について十年以上の実務経験があること。	二十
	ロ 従事する業務について七年以上十年未満の実務経験があること。	十五
	ハ 従事する業務について五年以上七年未満の実務経験があること。	十
	ニ 従事する業務について三年以上五年未満の実務経験があること。	五

本項目については、前記イ（エ）と同様である。

（オ）年収の項

項目	基準	点数
年収	イ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が千萬円以上であること。	四十
	ロ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が九百万円以上千万円未満であること。	三十五
	ハ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が八百万円以上九百万円未満であること。	三十
	ニ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が七百万円以上八百万円未満であること。	二十五
	ホ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が六百万円以上七百万円未満であること。	二十
	ヘ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が五十五	

	百万円以上六百万円未満であること。 ト 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が四十 百万円以上五百万円未満であること。	
--	--	--

「高度専門職1号口」及び「高度専門職1号ハ」の在留資格については、高度専門職省令の規定により、300万円に満たない場合は、他の項目の点数にかかわらず、合計点は零となることに留意する。

(カ) 年齢の項

項目	基準	点数
年齢	イ 年齢が三十歳未満であること。	十五
	ロ 年齢が三十歳以上三十五歳未満であること。	十
	ハ 年齢が三十五歳以上四十歳未満であること。	五

本項目については、前記イ(カ)と同様である。

(キ) 研究実績の項

項目	基準	点数
研究実績	次のイからニまでのうち一以上に該当すること。 イ 発明者として特許を受けた発明が一件以上あること。 ロ 外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に三回以上従事したことがあること。 ハ 我が国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文（当該外国人が責任著者であるものに限る。）が三本以上あること。 ニ イからハまでに該当しない研究実績で当該外国人が申し出たものであって、これらと同等の研究実績として、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。	十五

本項目については、前記イ(キ)③と同様である。

(ク) 資格の項

項目	基準	点数
資格	イ 次の(1)から(3)までのうち一以上に該当すること。 (1) 従事する業務に関連する二以上の我が国の国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、又は当該資格に係る名称を使用することができないこととされているものをいう。以下同じ。）を有していること。 (2) 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号。以下「基準省令」という。）の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験のうち、二以上に合格したこと。 (3) 基準省令の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき法務大臣が告示をもって定める情報処	十

	理技術に関する資格のうち、二以上を有していること。	
ロ	次の（1）から（3）までのうち二以上に該当すること（イ十 に該当する場合を除く。）。	
	（1）従事する業務に関する我が国の国家資格を有しているこ と。	
	（2）基準省令の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号た だし書の規定に基づき法務大臣が告示をもって定める情報処 理技術に関する試験に合格したこと。	
	（3）基準省令の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号た だし書の規定に基づき法務大臣が告示をもって定める情報処 理技術に関する資格を有していること。	
ハ	ロの（1）から（3）までのいずれかに該当すること（イ又五 はロに該当する場合を除く。）。	

- ① 「資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若し
くは行為を行い、又は当該資格に係る名称を使用することができないこととされ
ているもの」とは、いわゆる「業務独占資格」「名称独占資格」を指している。
- ② 「従事する業務」との関連性は、申出に係る資格・試験について、当該資格等
を有する者が通常従事する業務が申請に係る活動と分野、業種、職種等が同一あ
るいは類似のものであるかどうか、当該資格等により証明されている技術等が申
請に係る活動に資するものかどうかといった観点から、提出資料に基づき判断す
ることとなる。
- ③ 我が国の国家資格を本項目によるポイント付与の対象としたのは、資格には法
的根拠を有するものほか、民間ベースの資格も存在し、その内容は多様である
ところ、当該資格が証明する知識・技術の評価の客觀性や、当局の審査における
公平性を担保する観点から、資格の付与について法的根拠を有する我が国の国家
資格をポイント付与の対象とすることとしたものである。
- ④ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術・人
文知識・国際業務の在留資格に係る基準の特例を定める件（IT告示）に列挙す
る資格・試験を本項目によるポイント付与の対象としたのは、外国の国家資格を
網羅的に把握することは不可能に近いこと、同種の資格であっても国や試験の実
施機関によって評価基準、審査方法等が異なっていることなどから、外国の国家
資格について画一的にポイント付与の対象とするのが適当でないと考えられると
ころ、我が国の国家資格と相互認証されている資格は我が国の同種の国家資格と
同様の資格と認定されたものであることから、ポイント付与の対象とすることと
したものである。

- ④ ポイント付与の対象とする国家資格をいわゆる「業務独占資格」と「名称独占資格」に限定したのは、単に試験によって知識や技能が一定の段階以上に達していることを確認・証明されたというにとどまらず、当該資格を有しなければ当該資格に係る業務を行うことができず、あるいは当該資格を呼称することができないものであって、他の資格と異なる法的位置付けがなされているものであること考慮したものである。
- ⑤ イは（1）から（3）に該当する資格・試験と同じ分野であっても2つ以上有している場合は、10点を付与するという意味であり、ロは中欄の基準に該当する異なる分野の資格・試験を2つ以上有している場合は、10点を付与するという意味である。したがって、例えば、イについては、弁護士資格と公認会計士資格の両方を有している場合、ロについては、我が国の「システムアナリスト試験」とシンガポールコンピューターソサイエティが認定する「サーティファイド・IT・プロジェクト・マネージャー」の両方に合格している場合が考えられ、その場合はそれぞれ10点が付与される。ただし、我が国の国家資格については、「従事する業務に関連する」ものであることを要する。

- ⑥ 従事する業務に関連する場合でポイント付与の対象とする国家資格の例については、別表の「国家資格（業務独占資格・名称独占資格）の例」を参照のこと。

なお、例示されていない国家資格をポイント付与の対象として申し出る場合は、従事する業務との関連性を確認の上、当該資格がポイントに該当することの有無を本省に照会するものとする。

（ケ）特別加算の項

項目	基準	点数
特別加算	イ 契約機関が中小企業者であって、かつ、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること。	二十
	ロ 契約機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大	十

臣が告示をもって定めるものを受けていること（イに該当する場合を除く。）。	
ハ 申請等の日の属する事業年度の前事業年度において契約機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること。	五
ニ 従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであつて、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの（この表の研究実績及び資格の項に該当するものを除く。）があること。	五
ホ 本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十
ヘ 日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。	十五
ト 日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること（ホ又はヘに該当する場合を除く。）。	十
チ 将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。	十
リ 関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもって定める大学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十
ヌ 国又は国から委託を受けた機関が実施する研修であつて、法務大臣が告示をもって定めるものを修了したこと（本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあっては、ホに該当する場合を除く。）。	五

本項目については、前記イ（ク）と同様である。

エ 第1条第1項第3号（高度専門職1号ハ）

法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う外国人であつて、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であり、かつ、活動機関（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う本邦の公私の機関をいう。以下同じ。）及び外国所属機関（外国の公私の機関の職員が当該機関から転勤し

て活動機関に受け入れられる場合における当該外国の公私の機関をいう。以下この号及び次条第一項第一号ハにおいて同じ。) から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。

(ア) 要件の内容

- ① 「高度専門職1号ハ」の在留資格を取得するためには、本号に規定するポイント計算方法により、70点以上の点数を有していることを要する。
- ② 「高度専門職1号ハ」の在留資格についても「高度専門職1号ロ」の在留資格と同様に、年収が最低基準額に達しない場合は一律に点数をゼロ（不合格）となることを規定したものである。（前記ウ（ア）③参照）
- ③ 「高度専門職1号イ」の在留資格のポイント計算に係る本条第1項第1号及び「高度専門職1号ロ」の在留資格のポイント計算に係る本条第1項第2号と異なり、本号における年収ポイントの計算については、年齢に応じた適用基準の区別はない。これは、企業等の経営者・管理者については年功序列的な賃金体系が採られていることは想定されず、年齢によって高度人材として評価すべき賃金水準に差を設ける必要はないからである。また、同様の理由により、年齢が若いことが不利に働くことを補正する必要はないので、第1号及び第2号と異なり、本号においては「年齢」の項を設けていない。

(イ) 学歴の項

項目	基準	点数
学歴	イ 経営管理に関する専門職学位を有していること。	二十五
	ロ 博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること（イに該当する場合を除く。）。	二十
	ハ 大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（イ又はロに該当する場合を除く。）。	十
	ニ 複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること。	五

- ① 「専門職学位」については、前記イ（ウ）①参照。
- ② 「経営管理に関する専門職学位を有していること」については、前記ウ（ウ）②参照。
- ③ ロの「(イに該当する場合を除く。)」及びハの「(イ又はロに該当する場合を除く。)」については、前記ウ（ウ）③参照。
- ④ ハの「大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた」については、前記イ（ウ）④参照。
- ⑤ 「複数の分野において」は、前記イ（ウ）④参照。

(ウ) 職歴の項

項目	基準	点数
職歴	イ 事業の経営又は管理について十年以上の実務経験があること。	二十五
	ロ 事業の経営又は管理について七年以上十年未満の実務経験があること。	二十
	ハ 事業の経営又は管理について五年以上七年未満の実務経験があること。	十五
	ニ 事業の経営又は管理について三年以上五年未満の実務経験があること。	十

① 「事業の経営又は管理」に関する「実務経験」とは、上陸基準省令の在留資格「経営・管理」に係る基準の「事業の経営又は管理」に関する経験と同様である。ただし、上陸基準省令と異なり、本項の実務経験年数には「大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間」は含まない。

② 「実務経験」については、前記イ (エ) ①参照。

(エ) 年収の項

項目	基準	点数
年収	イ 活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が三千万円以上であること。	五十
	ロ 活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が二千五百万円以上三千万円未満であること。	四十
	ハ 活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が二千万円以上二千五百万円未満であること。	三十
	ニ 活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が一千五百万円以上二千万円未満であること。	二十
	ホ 活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が一千万円以上千五百万円未満であること。	十

① 「報酬」については、前記イ (オ) ②参照。

② 前述のとおり、本項目は、第1号及び第2号と異なり、年齢に応じて適用される基準に差を設けることはしていない。

③ ポイントが付与される年収の最低額を「千万円以上」としたのは、「高度専門職1号イ」及び「高度専門職1号ロ」の在留資格に係る年収ポイントの最高点数が年収「千万円以上」に配点されており、経営幹部として通常これらの者よりも高額の報酬を受けることが想定されることから、1,000万円から加点することとしたものである。

(オ) 地位の項

項目	基準	点数
地位	イ 活動機関の代表取締役、代表執行役又は業務を執行する社員	十

	(代表権を有する者に限る。)として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること。	
	□ 活動機関の取締役、執行役又は業務を執行する社員として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること（イに該当する場合を除く。）。	五

- ① 所属機関の代表取締役、代表執行役又は業務を執行する社員（代表権を有する者に限る。）として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること。
- ② 所属機関の取締役、執行役又は業務を執行する社員として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること（前記①に該当する場合を除く。）。

（注1）ポイントを付与する対象を（代表）取締役、（代表）執行役、（代表権を有する）業務執行社員に限定しているのは、これらの地位は、会社法上会社の経営に特別の責任・権限を負うものであることから、経営・管理活動に従事する高度人材の評価として、特に加点の対象としている。

監査役及び会計参与については、会社法上の会社の役員ではあるが、ポイント付与の対象としていない。これらの地位にある者は、会社の業務執行を監査する権限を有しているが、会社の意思決定や業務執行そのものには関与しないこと等イノベーションの創出等が期待される高度人材外国人の活動と直接的な関連性があるとは言い難いことによる。

（注2）申請人が経営・管理する会社・法人の定款の写し等により当該地位を確認する。

③ 法律上資格を有しなければ行うこととされている法律若しくは会計に係る業務に従事する高度人材外国人が、当該業務に関する法律（いわゆる士業法）に基づき設立された法人の社員である場合は、当該法人の社員は当該法人の業務執行権を有することとされているので、本項目の対象となる（注）。他方、個人事業主として当該業務を行うための事業所を経営・管理する場合は、本項目に規定する地位を有しないので対象とならない。

（注）例えば、弁護士法人については、弁護士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負い（弁護士法第30条の12）、弁護士法人の業務を執行する社員は各自弁護士法人を代表する（同法第30条の13第1項）が、業務を執行する社員中特に弁護士法人を代表すべき社員を定めることを妨げない（同条第2項）。したがって、弁護士法人の社員は、原則として、本項目のイに該当するが、法人を代表する社員が別に定められている場合は、当該代表社員のみがイに該当し、その他の社員は

ロに該当することとなる。

弁護士法人以外についても、以下のとおり弁護士法と同様の規定が置かれているが、海事代理士については法人設立の規定がないため、本項目の対象とはならない。

- ・司法書士法人…司法書士法第36条、第37条第1項
 - ・土地家屋調査士法人…土地家屋調査士法第35条、第35条の2第1項
 - ・監査法人（外国監査法人）…公認会計士法第34条の10の2第1項・第2項、第34条の10の3第1項・第2項
 - ・税理士法人…税理士法第48条の11第1項、第48条の21第1項（が準用する会社法第599条第1項・第3項）
 - ・社会保険労務士法人…社会保険労務士法第25条の15、第25条の15の2第1項
 - ・特許業務法人…特許法第46条、第47条の2第1項
 - ・行政書士法人…行政書士法第13条の12第1項、第13条の13第1項
- ④ ロの「(イに該当する場合を除く。)」とは、例えば、代表取締役の地位にある者は同時に取締役でもあるが、点数は10点である（ $10 + 5 = 15$ 点とはならない）ことを規定したものである。

(カ) 特別加算の項

項目	基準	点数
特別加算	イ 活動機関が中小企業者であって、かつ、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること。	二十
	ロ 活動機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること（イに該当する場合を除く。）。	十
	ハ 申請等の日の属する事業年度の前事業年度において活動機関	五

(中小企業者に限る。) に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること。	
ニ 従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであつて、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。	五
ホ 本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十
ヘ 日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。	十五
ト 日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること（ホ又はヘに該当する場合を除く。）。	十
チ 将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。	十
リ 関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもって定める大学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十
ヌ 国又は国から委託を受けた機関が実施する研修であつて、法務大臣が告示をもって定めるものを修了したこと（本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあっては、ホに該当する場合を除く。）。	五
ル 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行う場合にあっては、当該事業に自ら一億円以上を投資していること。	五

本項目のうち、イからヌまでについては、前記イ（ク）と同様である。ルについては、申請人の資本金又は出資額が1億円以上あることを立証する資料の提出を求めて確認する。

（3）高度専門職省令の特例

平成31年3月15日に法務省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成27年内閣府・法務省令第4号）の一部が改正され、高度専門職省令の特別加算の規定の適用に係る特例として、国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該機関が契約機関又は活動機関である

場合における高度専門職省令第1条第1項各号及び第2条第1項第1号の規定の適用については、これらの規定中「合計したもの」とあるのは「合計したものに、10点を加算したもの」とされた。

本件特例措置の対象となる国家戦略特区については、入管WAN（在留審査情報統合掲示板）に掲載し、隨時更新されるので、それを確認し判断する。

4 審査のポイント

(1) 在留資格認定証明書交付申請

ア 審査

「高度専門職1号」の在留資格は、別表第一の一の表の教授の項から報道の項及び別表第一の二の表の経営・管理の項から技能の項までのいずれかに該当する活動であることが前提となっている。そのため、「高度専門職1号」に係る審査は、①これら各在留資格の該当性、基準適合性を審査し、②「高度専門職1号」の在留資格の該当性、高度専門職省令の基準適合性を審査する。

(ア) 別表第一の一の表の教授の項から報道の項及び別表第一の二の表の経営・管理の項から技能の項までのいずれかの在留資格の該当性、基準適合性の審査

第12編第2章の規定に従って在留資格該当性、基準適合性を判断する。

当該審査の結果、

① 当該在留資格のいずれかに該当し、かつ、上陸基準省令に定める基準に適合すると判断された場合は、次の(イ)に従い、「高度専門職1号」の在留資格の該当性、高度専門職省令の基準適合性等を審査する。

② ①以外の場合は、次のウ(イ)に従い措置する。

(イ) 「高度専門職1号」の在留資格の該当性、高度専門職省令の基準適合性の審査

① 申請人が行おうとする活動について、「高度専門職1号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれかに該当するかどうかを審査する。

(注) 原則として、申請人の申し出た活動の内容に応じて、「高度専門職1号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれかへの該当性を判断する。なお、これら3つは、その1つに該当すれば他に該当しないというものではなく、重複して該当し得るので注意を要する。

当該審査の結果、

a 「高度専門職1号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれかに該当する場合は、次の②に従い、所定のポイントを計算する。

b 「高度専門職1号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれにも該当しない場合は、

次のウ(ア)により措置する。

② 前記①において、「高度専門職1号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれかに該当するとされた場合は、上陸基準省令第2号の基準適合性を判断し、当該基準に適合する場合は、高度専門職省令第1条の規定に基づき、申請人のポイントを計算する。

当該計算の結果、

- a 計算したポイントの合計が70点以上の場合には、次のイにより措置する。
- b 計算したポイントの合計が70点に満たない場合は、他に該当する区分があれば、その区分についてのポイントを計算し、他に該当する区分がなければ後記ウ(ア)により措置する。

イ 「高度専門職1号」の在留資格認定証明書の交付

在留資格認定証明書の裏面の「備考」欄に、「高度専門職1号イ・ロ」の在留資格については、契約機関名及び本店等所在地を、「高度専門職1号ハ」の在留資格については、法人・事務所名及び本店等所在地を記載し、交付する。

この場合、在留期間は「5年」とする。

なお、第12編第2章第27節第1の4(8)及び(9)のとおり、ポイント計算の結果により、永住許可申請に必要となる在留年数が異なる（70点以上80点未満は3年、80点以上は1年）ことから、交付に併せて、別記第27号の2様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

ウ 「高度専門職1号」の在留資格に該当しない場合の措置

(ア) 「高度専門職1号」の在留資格には該当しないが、前記ア(ア)において、第12編第2章の規定に従い、別表第一の一の表の教授の項から報道の項及び別表第一の二の表の経営・管理の項から技能の項までのいずれかの在留資格に該当し、かつ、上陸基準省令に定める基準に適合すると判断された場合

- ① 申請人に「高度専門職1号」の在留資格には該当しない旨説明し、その際、他の在留資格に係る在留資格認定証明書の交付の希望を確認し、希望する旨の意思表示が行われた場合は、当該在留資格の在留資格認定証明書を交付する。
- ② 別記第27号の2様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

(イ) 前記ア(ア)において、第12編第2章の規定に従い、別表第一の一の表の教授の項から報道の項及び別表第一の二の表の経営・管理の項から技能の項までのいずれの在留資格にも該当せず、また、基準適合性も満たさないと判断された場合

在留資格認定証明書交付申請を不交付とする。

【参考】「高度専門職1号」の在留資格に該当しない場合に在留資格認定証明書の交付が想定される在留資格は、次の表のとおり。

なお、「想定」は、主として想定される在留資格を、「可能性」は、入管法の規定から可能性がある在留資格をそれぞれ記載している。

「高度専門職1号ロ」の在留資格は、入管法別表の技術・人文知識・国際業務の下欄の活動と異なり、他の活動と重複する活動が除外されていないため、「高度専門職1号イ」の在留資格や「高度専門職1号ハ」の在留資格に相当する活動を行う場合も対象となり得ることに留意する。

また、同表左欄の複数の活動に該当する場合に、いずれの活動の区分とするかは、申出人が提出したポイント計算表の種別による。

活動	在留資格
高度専門職1号イ	(想定) 教授、研究、特定活動（告示第36号） (可能性) 教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤 宗教、技能、特定活動（告示第37号）
高度専門職1号ロ	(想定) 法律・会計業務、医療、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、特定活動（告示第37号） (可能性) 教授、芸術、報道、経営・管理、研究、教育、介護、興行、特定活動（告示第36号）
高度専門職1号ハ	(想定) 経営・管理、法律・会計業務 (可能性) 技術・人文知識・国際業務、興行、芸術、報道、医療、研究、特定活動（告示第36号）、特定活動（告示第37号）

(2) 上陸許可

在留資格「高度専門職1号イ・ロ・ハ」のいずれか及び在留期間「5年」を決定し、在留資格認定証明書に付記された機関名（「高度専門職1号ハ」の在留資格の場合は法人・事務所名）及び本店等所在地を記載した指定書（入管法施行規則別記第31号の3様式）を交付する。

(3) 在留資格の変更

「高度専門職1号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれかの活動を行うことを目的とする在留資格の変更許可申請を受け付けたときは、高度専門職省令第1条に定めるところに

より、以下のとおりとする。

(注) 「高度専門職1号」の在留資格で在留する外国人で活動内容を変更（契約機関の変更を含む。）する場合も在留資格変更の対象となる。

ア 審査

(ア) 第12編第2章の規定に従って、入管法別表第一の一の表又は二の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）該当性、基準適合性を審査する。

当該審査の結果、

- ① 当該在留資格のいずれかに該当し、かつ、上陸基準省令に定める基準に適合すると判断された場合は、次の（イ）に従い、審査する。
- ② ①以外の場合は、次のイ（イ）に従い措置する。

(イ) 「高度専門職1号」の在留資格の該当性、高度専門職省令の基準適合性の審査。

- ① 申請人が行おうとする活動について、「高度専門職1号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれかに該当するかどうかを審査する。

(注) 原則として、申請人の申し出た活動の内容に応じて、「高度専門職1号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれかへの該当性を判断する。なお、これら3つは、その1つに該当すれば他に該当しないというものではなく、重複して該当し得るので注意を要する。

当該審査の結果、

- a 「高度専門職1号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれかに該当する場合は、次の②に従い、所定のポイントを計算する。
- b 「高度専門職1号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれにも該当しない場合は、次のイ（イ）により措置する。

- ② 前記①において、「高度専門職1号イ・ロ・ハ」の在留資格のいずれかに該当するとされた場合は、上陸基準省令第2号の基準適合性を判断し、当該基準に適合する場合は、高度専門職省令第1条の規定に基づき、申請人のポイントを計算する。

当該計算の結果、

- a 計算したポイントの合計が70点以上の場合には、次のイ（ア）により措置する。
- b 計算したポイントの合計が70点に満たない場合は、他に該当する区分があれば、その区分についてのポイントを計算し、他に該当する区分がなければ後記イ（イ）により措置する。

イ 処分

(ア) 在留資格の変更を許可する場合

在留資格「高度専門職1号イ・ロ・ハ」のいずれか及び在留期間「5年」を決定し、機関名（「高度専門職1号ハ」の在留資格の場合は法人・事務所名）及び本店等所在地を記載した指定書（入管法施行規則別記第31号の3様式）を交付する。

なお、第12編第2章第27節第1の4（8）及び（9）のとおり、ポイント計算の結果により、永住許可申請に必要となる在留年数が異なる（70点以上80点未満は3年、80点以上は1年）ことから、許可に併せて、別記第27号の2様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

(イ) 「高度専門職1号」の在留資格に該当しない場合

① 「高度専門職1号」の要件は満たしていないものの、現在留資格の在留期間の更新を許可できる場合

a 別記第28号の2様式により、原申請では許可できない旨を通知する。

b 申請人から原申請の申請内容を在留期間の更新許可申請に変更する旨の意思表示が行われた場合は、「申請内容変更申出書」（施行規則別記第30号の3様式）を提出させ、在留期間の更新を許可する。

併せて、別記第27号の2様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

② 前記①に該当しない場合

第10編第1章第4節第2により処分する。

(4) 在留期間の更新

「高度専門職1号」の在留資格を有する者に係る在留期間の更新許可申請を受け付けたときは、高度専門職省令第1条に定めるところにより、以下のとおりとする。

ア 審査

申請人が次のいずれにも該当することを確認する。

(ア) 現に指定されている活動を行おうとするものであること。

(イ) 高度専門職省令第1条の規定により計算した合計点が70点以上であること。

イ 処分

(ア) 在留期間の更新を許可する場合

在留期間「5年」を決定する。

なお、第12編第2章第27節第1の4（8）及び（9）のとおり、ポイント計算の結果により、永住許可申請に必要となる在留年数が異なる（70点以上80点

未満は3年、80点以上は1年)ことから、許可に併せて、別記第27号の2様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

(イ) ポイント計算の結果合計点が70点には満たないものの、在留資格の変更を許可できる場合

① 別記第28号の2様式により、原申請では許可できない旨を通知する。

併せて、別記第27号の2様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

② 申請人から原申請の申請内容を在留資格の変更許可申請に変更する旨の意思表示が行われた場合は、「申請内容変更申出書」(施行規則別記第30号の3様式)を提出させ、他の在留資格への変更を許可する。

(ウ) (ア) 又は (イ) に該当しない場合

第10編第1章第4節第2により処分する。

(5) ポイント計算

「高度専門職1号」の在留資格を希望する者に対しては、在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請に際して、自己申告によるポイント計算表の提出を求める。

5 立証資料

(1) 次のいずれかの資料

ア 在留資格決定に係る申請時

申請人の活動に応じた入管法施行規則別表第三に規定する在留資格の項の下欄に掲げる文書

ただし、所属する企業がカテゴリー1又は2に該当する場合は、申請書及びカテゴリーを立証する資料のみを提出資料とし、その他の資料の提出を要しない。

イ 在留期間更新許可申請時

申請人の活動に応じた入管法施行規則別表第三の六に規定する在留資格の項の下欄に掲げる文書

ただし、所属する企業がカテゴリー1又は2に該当する場合は、申請書のみを提出資料とし、その他の資料の提出を要しない。

(2) 高度専門職ポイント計算表(参考書式)

(3) ポイント計算表の各項目(学歴、職歴、年収、研究実績、資格、地位及び特別加算項目をいう。)に応じ、申請人が提出する次の表に掲げる資料。

(注1) 合計点が70点以上(永住許可に関するガイドラインの2(7)に該当すると

して、1年後に永住許可申請を希望する場合は80点以上)あることを立証するものが提出されれば足りるので、評価項目の全てについて、立証するための資料の提出を求める必要はない。

(注2) 過去の申請における資料の転用は、第9編第2章第2節第2の4(1)イの規定に準じることとするが、ポイント計算表の各項目に応じ第9節第2の5(3)の表に掲げる資料については、申請日からさかのぼって1年以上前に発行又は作成されている資料についても転用を認めて差し支えない。

A : 高度専門職1号イ B : 高度専門職1号ロ C : 高度専門職1号ハ

ポイント計算表の疎明資料の項の番号	ポイント計算表の各項目に関する疎明資料（基本例）	項目
①	<p>該当する学歴の卒業証明書及び学位取得の証明書 (ただし、⑯を提出する場合は提出不要)</p> <p>※「複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること」について、学位記又は学位証明書により専攻が確認できない場合は、成績証明書の提出を求める。</p>	学歴 (A B C)
②	高度専門職の在留資格をもって在留する外国人（以下「高度専門職外国人」という。）として従事しようとする業務に従事した期間及び業務の内容を明らかにする資料（所属していた機関作成のもの）	職歴 (A B C)
③	<p>年収（契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額）を証する文書</p> <p>※ 年収（契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額）とは、（直前までの期間を含む）過去の在留における年収ではなく、申請に係る高度専門職外国人としての活動に従事することにより受ける（予定）年収を意味する。</p>	年収 (A B C)
④	<p>発明者として特許を受けた発明が1件以上</p>	<p>そのことを証する文書（例えば、申請人の氏名が明記されている特許証の写し）</p> <p>研究実績 (A B)</p>
⑤	入国前に外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受	そのことを証する文書（例えば、申請人の氏名が明記されている交付決

	けた研究に3回以上従事	定書の写し)	
⑥	学術論文データベースに登載されている学術雑誌に掲載された論文が3本以上	論文のタイトル、著者氏名、掲載雑誌名、掲載巻・号、掲載ページ、出版年を記載した文書（様式自由） ※ 申請人が責任著者であるものに限る。	
⑦	その他法務大臣が認める研究実績	そのことを証する文書	
⑧	従事しようとする業務に関連する日本の国家資格（業務独占資格又は名称独占資格）を保有、又はIT告示に定める試験に合格し若しくは資格を保有	そのことを証する文書（例えば、合格証明書の写し）	資格(B)
⑨	活動機関が高度人別加算告示に掲げるイノベーションの創出を促進するための支援措置を受けている	そのことを証する文書（例えば、補助金交付決定通知書の写し）	特別加算(A B C)
⑩	活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者	1 主たる事業を確認できる会社のパンフレット等 2 次のいずれかの文書 (1) 資本金の額又は出資の総額を証する次のいずれかの文書 ア 法人の登記事項証明書 イ 決算文書の写し ウ 資本金額、出資総額が確認可能な定款の写し (2) 雇用保険、労働保険、賃金台帳の写し等従業員数を証する文書	
⑪	活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で、申請等の日の属する事業年度の前事業年度（申請等の日が前事業年度経過後2か月以内の場合は前々事業年度）に	試験研究費等が3%超であることを証する次のいずれかの文書 1 試験研究費等及び売上高等が記載された財務諸表の写し 2 売上高等が記載された公的な書	

	における試験研究費及び開発費の合計金額が、総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額(売上高)の3%を超える（活動機関が会社・事業協同組合の場合）	類（財務諸表、確定申告書の控え等）の写し、帳簿等の写し（試験研究費にあたる個所に蛍光ペン等で目印を付与）、試験研究費等の内訳をまとめた一覧表 3 税理士、公認会計士、中小企業診断士による証明書（書式自由）
	活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で、申請等の日の属する年の前年1年間（申請等の日が1月から3月の場合は前々年）における試験研究費及び開発費の合計金額が、事業所得に係る総収入金額の3%を超える（活動機関が個人事業主の場合）	試験研究費等が3%超であることを証する次のいずれかの文書 1 試験研究費等及び事業所得に係る総収入金額等が記載された財務諸表の写し 2 事業所得に係る総収入金額等が記載された公的な書類（財務諸表、確定申告書の控え等）の写し、帳簿等の写し（試験研究費にあたる個所に蛍光ペン等で目印を付与）、試験研究費等の内訳をまとめた一覧表 3 税理士、公認会計士、中小企業診断士による証明書（書式自由）
⑫	従事しようとする業務に関連する外国の資格、表彰等で法務大臣が認めるものを保有	そのことを証する文書 ※ 企業表彰、製品表彰については、受賞に当たり申請人が積極的に関与したものに限る。
⑬	本邦の大学を卒業又は大学院の課程を修了	該当する学歴の卒業証明書及び学位取得の証明書
⑭	日本語専攻で外国の大学を卒業又は日本語能力試験N1合格相当	卒業証明書又は合格証明書等の写し
	日本語能力試験N2合格相当	合格証明書等の写し
⑮	各省が関与する成長分野の先端プロジェクトに従事	そのことを証する文書（例えば、当該事業に関する補助金交付通知書の

		写し及び所属機関が作成した当該プロジェクトに従事している旨の説明資料)	
⑯	<p>以下のいずれかの大学を卒業</p> <p>① 大学格付3機関（クアクアーリ・シモンズ社（英国）、タイムズ社（英国）、上海交通大学（中国））の大学ランキングのうち2つ以上において300位以内の外国の大学又はいずれかにランクづけされている本邦の大学</p> <p>② 文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創生支援事業（トップ型及びグローバル化牽引型）において、補助金の交付を受けている大学</p> <p>③ 外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業において、「パートナー校」として指定を受けている大学</p>	卒業した大学が、左記のいずれかに該当する大学であることを証する資料（法務省ホームページ写しの該当部分等）、及び該当する大学の卒業証明書又は学位取得の証明書	
⑰	外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業の一環としてJICAが実施する研修を修了	JICAが発行する研修修了証明書（なお、同証明書が提出された場合は、申請人の学歴及び職歴その他の経歴等を証明する資料は、原則として提出を求める。ただし、職歴のポイントの付与を希望する場合は、②の疎明資料が必要。）	
⑱	本邦において貿易その他の事業の経営を行う場合であって、当該事業に自ら一億円以上を投資	資本金又は出資額を証する資料（例えば、株主名簿）	
⑲	活動機関の代表取締役・取締役、代表執行役・執行役又は業務を執行		地位

する社員（代表権を有する場合はその旨）であることを証する文書

(C)

【参考1】中小企業基本法第2条に規定する中小企業者の定義

業種分類（※）	会社	個人事業主
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下	常時使用する従業員の数が300人以下
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下	常時使用する従業員の数が100人以下
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下	常時使用する従業員の数が50人以下
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下	常時使用する従業員の数が100人以下

※ 業種分類は、日本標準産業分類第10回改訂分類に基づく。

6 在留期間

5年

7 複数の契約機関等がポイント加算の対象となる場合について

「高度専門職1号」については、複数の契約機関又は活動機関をポイント加算の対象として認められ得るほか、指定された契約機関等における本来活動以外にも、同機関以外との契約に基づく付随活動（高度専門職1号イ）や、関連事業における付随活動（高度専門職1号ハ）についても、ポイント加算の対象として認められ得る。

上記のように、付随活動に係る機関を含め、複数の機関がポイント加算の対象となる場合には、指定書において、複数の機関を指定することとする。

第3 高度専門職2号に係る在留資格の審査

1 高度専門職2号の在留資格について

「高度専門職2号」の在留資格は、「高度専門職1号」の在留資格をもって一定期間在留した者を対象とし、活動制限を大幅に緩和した在留資格であり、在留期間を無期限とするもので、「高度専門職1号」と同様に、高度の専門的な能力を有する外国人材の受け入れの促進のために設けられたものである。

2 該当範囲

入管法別表第1の2の表の「高度専門職」の項の下欄第2号は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

前号に掲げる活動を行つた者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動

- イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動
- ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動
- ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動
- ニ イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授の項から報道の項までの下欄に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、介護の項、興行の項若しくは技能の項の下欄に掲げる活動（イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）

高度専門職2号に該当する範囲

「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職1号ハ」のいずれかの在留資格で行うことができる活動、また、このような活動と併せて行う「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「法律・会計業務」、「医療」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「興行」若しくは「技能」の在留資格で行うことができる活動が該当する。

※ 「高度専門職2号」の在留資格は、在留期間の制限がなく、活動の制限も大幅に緩和されているため、当該在留資格をもつて在留する外国人については、その在留期間中に複数の機関に所属し、あるいは、所属機関を変更する機会が多いと考えられ、その一々について法務大臣の指定を要するとした場合、当該外国人にとって負担が大きいと考えられるとともに、「高度専門職2号」の在留資格の対象となるほどの者であれば、法務大臣の指定という手続を置かなくとも、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与する活動を期待できることから、「高度専門職1号」の在留資格と異なり、所属機関について法務大臣の指定を要しないこととしている。

3 基準

(1) 変更基準省令

第一条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第二十条の二第二項の基準（高度専門職の在留資格（法別表第一の2の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）への変更に係るものに限る。）は、同条の申請を行つた者（以下「申請人」という。）が出入国管理及び難民認定法別表第一の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第37号）第二条第一項に掲げる基準に適合することのほか、申請人が本邦において行おうとする活動が我

が国の産業及び国民生活に与える影響等の観点から相当でないと認める場合でないこととする。

ア 要件の内容

「高度専門職2号」の在留資格への変更許可をするためには、高度専門職省令の基準に適合することのほか、申請人が本邦において行おうとする活動が我が国の産業及び国民生活に与える影響等の観点から相当でないと認める場合でないことを要することを定めている。

イ 用語の意義

「本邦において行おうとする活動が我が国の産業及び国民生活に与える影響等の観点から相当でないと認める場合」は、第2の3(1)ウを参照。

(2) 高度専門職省令

ア 第2条第1項本文

第1項 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第十二条第一項又は法第四章第二節の規定による当該許可(以下「第二号許可」という。)を受ける時点において、次の各号のいずれにも該当することとする。

第2項 法第六条第二項、法第二十条第二項又は第二十二条の二第二項の規定による申請の時点において前項各号のいずれにも該当する者は、当該申請に係る第二号許可を受ける時点において同項各号のいずれにも該当するものとみなす。

要件の内容

(ア) 「高度専門職2号」の在留資格に係るポイント計算を行う時点を規定したものである。

(イ) 第1項においては、ポイント計算を行う時点について、上陸特別許可を受ける時点、在留資格変更許可を受ける時点、在留資格を取得する時点を規定している。

しかしながら、実際に許可を受けるのがいつなのかポイント計算の時点では確定していないので、第2項により、いずれも「申請受理日」を基準に、それぞれポイントが70点に達している場合には、第1項の時点においても70点に達しているものとみなされる。

イ 第2条第1項第1号

次のいずれかに該当すること。

イ 高度専門職の在留資格(法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに係るものに限る。)をもって本邦に在留していた外国人にあっては、前条第一項第一号の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準(年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三

- 十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからハまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準)に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。
- ロ 高度専門職の在留資格 (法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ロに係るものに限る。) をもって本邦に在留していた外国人にあっては、前条第一項第二号の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準(年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準)に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であり、かつ、契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。
- ハ 高度専門職の在留資格 (法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに係るものに限る。) をもって本邦に在留していた外国人にあっては、前条第一項第三号の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であり、かつ、活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。

(ア) 要件の内容

「高度専門職2号」の在留資格に変更する場合は、「高度専門職1号」の在留資格をもって本邦に在留していた外国人であって、かつ、「高度専門職1号イ」の在留資格をもって本邦に在留していた外国人は前記第2の3(2)イの要件、「高度専門職1号ロ」の在留資格をもって本邦に在留していた外国人は前記第2の3(2)ウの要件、「高度専門職1号ハ」の在留資格をもって本邦に在留していた外国人は前記第2の3(2)エの要件を、それぞれ満たしていることを要する。

(イ) 用語の意義

- ① 「(年収の項にあっては、….)」の規定は、前記第1の3(2)イ(ア)②を参照。
- ② 「当該時点」は、前記第1の3(2)ア(イ)②を参照。

ウ 第2条第1項第2号

高度専門職の在留資格 (法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。) をもって本邦に三年以上在留して同号に掲げる活動を行っていたこと。

(ア) 要件の内容

- ① 「高度専門職2号」の在留資格を取得するためには、「高度専門職1号」の在留資格をもって本邦に3年以上在留して、「高度専門職1号」に掲げる活動を行っていることを要する。

② 「高度専門職2号」の在留資格を取得する者については、基本的には、「高度専門職1号」で在留している者からの在留資格変更許可申請を想定しているが、過去に「高度専門職1号」の在留資格で3年以上在留し、その活動を行っていた者が、他の在留資格を取得した場合であっても、「高度専門職2号」への在留資格変更許可申請を行うことが排除されるものではない。例えば、「高度専門職1号」の在留資格で5年間在留し、「永住者」を取得した者が、親を呼び寄せたいとして「高度専門職2号」の在留資格への在留資格変更申請を希望することが考えられる。

エ 第2条第1項第3号

素行が善良であること。

(ア) 要件の内容

- ① いわゆる素行善良要件を定めたものである。
- ② 「素行が善良であること」といえるためには、法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいることが必要であり、具体的には、犯罪歴の有無等を勘案して判断されることとなる。なお、この場合に考慮すべき犯罪歴は、刑法犯等に限られず、刑罰法令違反一般を対象とする。

(イ) 用語の意義

「素行が善良であること」は、第12編第2章第27節第1の3(2)アを参照。

オ 第2条第1項第4号

当該外国人の在留が日本国の利益に合すると認められること。

(ア) 要件の内容

いわゆる国益要件を定めたものである。

(イ) 用語の意義

「当該外国人の在留が日本国の利益に合すると認められること」は、第12編第2章第27節第1の3(2)ウを参照。ただし、永住者と異なり、長期間にわたり我が国社会の構成員として居住していると認められることは要しない。

4 審査のポイント

「高度専門職1号」の在留資格をもって本邦に在留していた外国人から「高度専門職2号」の在留資格への変更許可申請を受け付けたときは、高度専門職省令第2条に定めるところにより、以下のとおりとする。

(1) 審査

申請人が行おうとする活動が「高度専門職2号」に該当するものであり、高度専門職省令第2条各号に適合することを確認する。

(2) 処分

ア 在留資格の変更を許可する場合

在留資格「高度専門職2号」及び在留期間「無期限」を決定する。

なお、3(1)ウ(ア)①の要件（「高度専門職1号」の在留資格をもって本邦に3年以上在留）を満たす場合は、永住許可申請も可能であることから、ポイント計算の結果を通知する必要はない。

イ 現に有する在留資格が「高度専門職1号」であって、ポイント計算の結果合計点が70点に達しているものの、高度専門職省令第2条第2号から第4号までのいずれかを満たさないため在留資格の変更を許可できないが、在留期間の更新を許可できる場合

(ア) 別記第28号の2様式により、原申請では許可できない旨を通知する。

併せて、別記第27号の2様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

(イ) 申請人から原申請の申請内容を在留期間の更新許可申請に変更する旨の意思表示が行われた場合は、「申請内容変更申出書」（施行規則別記第30号の3様式）を提出させ、在留期間の更新を許可する。

ウ 現に有する在留資格が「高度専門職1号」以外であって、ポイント計算の結果合計点が70点に達しているものの、高度専門職省令第2条第2号から第4号までのいずれかを満たさないため「高度専門職2号」への在留資格の変更は許可できないが、「高度専門職1号」への在留資格変更又は在留期間の更新を許可できる場合

(ア) 別記第28号の2様式により、原申請では許可できない旨を通知する。

併せて、別記第27号の2様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

(イ) 申請人から原申請の申請内容を「高度専門職1号」の在留資格への変更申請に変更する旨の意思表示が行われた場合は、在留資格「高度専門職1号イ・ロ・ハ」のいずれか及び在留期間「5年」を決定し、機関名（「高度専門職1号ハ」の在留資格の場合は法人・事務所名）及び本店等所在地を記載した指定書（施行規則別記第31号の3様式）を交付する。

また、申請人から原申請の申請内容を在留期間の更新許可申請に変更する旨の意思表示が行われた場合は、「申請内容変更申出書」（施行規則別記第30号の3様式）を提出させ、在留期間の更新を許可する。

エ 現に有する在留資格が「高度専門職1号」であって、ポイント計算の結果合計点が70点には満たないものの、他の在留資格への変更を許可できる場合

(ア) 別記第28号の2様式により、原申請では許可できない旨を通知する。

併せて、別記第27号の2様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

(イ) 申請人から原申請の申請内容を変更する旨の意思表示が行われた場合は、当該在留資格及び在留期間を決定する。

オ 現に有する在留資格が「高度専門職1号」以外であって、ポイント計算の結果合計点が70点には満たないものの、在留期間の更新を許可できる場合

(ア) 別記第28号の2様式により、原申請では許可できない旨を通知する。

併せて、別記第27号の2様式に必要事項を記入し、入国審査官認証印を押印してポイント計算の結果を通知する。

(イ) 申請人から原申請の申請内容を在留期間の更新許可申請に変更する旨の意思表示が行われた場合は、「申請内容変更申出書」(施行規則別記第30号の3様式)を提出させ、在留期間の更新を許可する。

カ アからオに該当しない場合

第10編第1章第4節第2により処分する。

5 立証資料

(1) 申請人の活動に応じた入管法施行規則別表第三に規定する在留資格の項の下欄に掲げる文書

ただし、所属する企業がカテゴリー1又は2に該当する場合は、申請書、カテゴリーを立証する資料、住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書を提出資料とし、他の資料の提出を要しない。

(2) 高度専門職ポイント計算表(参考書式)

(3) ポイント計算表の各項目(学歴、職歴、年収、研究実績、資格、地位及び特別加算項目をいう。)に応じ、申請人が提出する前記第2の5(3)の表に掲げる資料。

(注) 合計点が70点以上あることを立証するものが提出されれば足りるので、評価項目の全てについて、立証するための資料の提出を求める必要はない。

6 在留期間

無期限

第4 優先処理等

1 対象

高度専門職の在留資格に係る申請については、全て優先処理するものとする。

2 受付

- (1) 地方出入国在留管理局、同支局及びこれらの出張所（空・海港のみを分担する支局及び出張所を除く。）においては、可能な限り「高度専門職」の在留資格に係る専用の申請窓口を設けるものとする。専用の窓口を設けることが困難な場合には、既存の申請窓口を併用することとして差し支えないが、「高度専門職」の在留資格に係る申請窓口であることが明確になるよう、表示板等を設置する。
- (2) 優先処理のため、受け付け時又は案件の振り分け時において、他の申請案件と区分するための表示（「優」、「高度専門職」等をタイトルシート上部に朱書き等する。）をする。

3 処理

- (1) 在留資格認定証明書交付申請

10日以内

（注）研究実績に係るポイント計算のために関係行政機関等に照会を要するもの及び提出資料の信ぴょう性に疑義のあるものを除く。

- (2) 在留資格の変更及び在留期間の更新許可申請

5日以内

ただし、高度専門職2号に係る申請については2か月以内

（注）研究実績に係るポイント計算のために関係行政機関等に照会を要するもの及び提出資料の信ぴょう性に疑義のあるものを除く。